

中世後期南ネーデルラントの会計簿史料について

……E. Aertsの所論を中心に……

河原 温

序

かつてベルギーの中世史家 R. Van Caenegem は、著名な彼の中世史史料案内の書（1962年初版）において次の様に述べた（1）。

「中世史家にとって個人ないし組織の収支の会計（簿）は、とりわけ重要な史料群である。このことは、単に貨幣史や財政史といった明瞭なケースにおいてばかりではなく、経済・制度・思想史のあらゆる局面においてもまたあてはまるのである。」と。

この指摘がなされて以後、今日に到るまでの会計簿（Comptes）をめぐる研究の隆盛は、都市や教会諸組織の会計史料の校訂出版の増加（2）に加え、各種の会計簿によって与えられる情報に基づいたすぐれた一連のモノグラフの出現（3）によっても裏付けられるところである。しかしながら、こうした会計簿研究の具体的進展に対し、中世史史料としての会計簿自体の理論的考察は、未だ十分になされているとは言えない（4）。その理由の一端として考えられるのは、会計史料のもつ具象性という性格であろう。すなわち、会計簿は、歴史家にとって読みやすい安易な史料とみなされがちであり、この種の史料自体の包含する問題性やそこから導きだされる解釈の多様性といった点について批判的検討が加えられることは少なかったからである。

この小稿では、そのような中世の会計史料を用いた研究をおこなう為の予備的考察として、近年発表されたブラバント公領の会計簿に関する E. Aerts の論稿（5）に拠りつつ、会計簿の諸類型及び史料として用いる際の問題点について、南ネーデルラントの事例に即して若干の検討を加えてみたい。

1. 会計簿の諸類型

会計記録は、カロリング時代に既に記されていたことが知られている。シャルルマニュの御料地令（capitulare de villis）の793年の条には、王領地において規則的に詳細な会計記録が王の為に年に二回（クリスマスと枝の主日〔復活祭直前の日曜〕）作成されるべき事が定められている（6）。

しかし、12世紀以前の会計簿史料は、実際にはほとんど残されてはいない。12世紀以後ようやくその数は増え、内容も包括的になってくる。こうした会計簿史料は、Van Caenegemも指摘するように、一般化することが困難であり、個々の事例研究を通してのみいかなる性格の史料として用いられるかを知ることができる。したがって、会計簿を史料とする場合、その会計簿の有する固有の原則ないし特性を把握することが必要となるだろう。

そこでまず、会計簿という史料群をいくつかの類型に分類し、整理しておこう。

E. Aerts、E. Van Hingrootらの諸研究に基づいて中世後期の南ネーデルラント諸地方において見出だされる会計簿史料を分類すると以下の様になる（7）。

A. 俗人諸組織

1. 公的会計簿(Comptes publics)

中央ないし地域の主権者(l'autorité)に対し、会計吏(Officier comptable)によって提示される会計簿である。

a)一般会計簿(Comptes généraux)

フランドル伯やブルゴーニュ公をはじめとする君主(公・伯等)の一般的会計簿(8)。

b)特別会計簿(Comptes particuliers)

主権者(君主)あるいは共同体に属する公的な財務・経済機構に関わる特別な会計の記録。南ネーデルラントでは21種類に分類されうるが、代表的なものとして以下の会計簿を挙げることができる。

- 1)流通税簿(Comptes de tonlieux)、出入・一時通過税簿(Comptes de droits d'entrée, de sorte et de transit)
- 2)所領会計簿(Comptes de domaines)
- 3)税務会計簿(Comptes de caisses fiscales)
- 4)都市会計簿(Comptes des villes)
- 5)村落会計簿(Comptes des villages)など。

2. 私的会計簿(Comptes privés)

各種の団体組織ないし個々人の活動に基づく資産や利潤・損失に関わる会計簿である。

a)団体の会計簿(Comptes de Collectivités)

- 1)銀行・商業関係企業の会計簿(Comptes d'entreprises financières et commerciales)
- 2)ギルド・コルボラシオン・メティエの会計簿(Comptes de gildes, de corporations et de métiers)
- 3)大学及び様々な学校教育機関の会計簿(Comptes d'une communauté universitaire et des diverses sortes d'écoles)

b)個人の会計簿(Comptes d'individuelles)

- 1)君主家系の会計簿(Comptes de familles souveraines)
- 2)銀行家・両替商・商人の会計簿(Comptes de banquiers, de changeurs et de marchands)
- 3)貴族・市民の会計簿(Comptes de familles nobles et de bourgeois)など。

B. 聖界諸組織(9)

a)教会組織の会計簿(Comptes des institutions séculières)

- 1)聖堂参事会(chapitre)の会計簿
- 2)教会財(Fabrique d'église)の会計簿
- 3)司教区(évêché)の会計簿
- 4)聖職者のコンフレリ(Confrérie; Confraternitas)の会計簿

b)修道会組織の会計簿(Comptes des institutions régulières)

各種修道院(monastère, abbaye, couvent, prieuré, Béguinage)の会計簿

c)個人の会計簿(Comptes de personnes)

- 1)聖堂参事会員(chanoine)、助祭(archidiacre)、礼拝堂付司祭(Chaplain) の会計簿
- 2)司教(évêque)の会計簿
- 3)修道士(moine)、修道院長(abbé, prieur) の会計簿

C. 慈善諸組織

A、Bの両カテゴリーの中間に位置する注目すべき組織として施療院をはじめとする各種の救済施設(Institutions charitables)があり、それぞれの会計簿が残されている(10)。

- 1)施療院(hôpital)、救貧院(Maison-Dieu)、旅人・貧者の為の施設(Maison pour les passants; hospice) の会計簿
- 2)聖靈ターブル(Tables du Saint-Esprit; Tables des pauvres) の会計簿
- 3)らい病院(Léproserie)の会計簿

以上の様に中世後期においては、きわめて多様な属性をもつ会計簿が存在したことが知られよう。では、そのような会計簿史料を用いるにあたっていかなる点が留意るべきであろうか。

2. 会計簿史料をめぐる諸問題

中世の会計簿においてなされている数値計算が実際正確であるか否かということが第一の問題となろう。この点について研究者達の見解は必ずしも一致していない。R. De Roover をはじめとする何人かの研究者は、一般に中世の会計簿における加減乗除は十分に正しいと考えている(11)。他方、H. Arnould を中心とするベルギーの研究者は、中世の会計記録の粗雑さを強調し、会計簿史料を用いる際、記載データ(数値)の計算の吟味は、中世史家にとって常に不可欠であると主張している(12)。15世紀のプラバント公の一般会計簿(Comptes généraux)を詳細に検討したE. Aerts も、そこには計算上の誤りは、わずかしか見出だされないとしながらも、後者の見解を支持しているのである(13)。

当初聖職を中心としていた中世の会計担当者達は、アラビア数字を用いず、0(ゼロ)も用いなかったこと、そして計算上20進法と12進法の組み合わせによるきわめて複雑な貨幣単位(1 livre=20 sous=240 deniers)に直面していたこと、他方で中世を通じ算術(arithmetica)の技術水準が相対的には素朴な域をでなかったという事実(14)等を考え合せるならば、中世の会計簿においてなされている個々の数値計算の信ぴょう性については十分な検討がなされるべきであろう。

そのような計算上の誤謬と共に見逃されてはならない問題は、とりわけ中世末期に会計記録の改ざんの事例が見出されることである。多くの改革の試みや勅令(Ordonnances)にもかかわらず、プラバントやブルゴーニュ公国の中核財務行政において会計簿記載上の不正行為は、後を絶たなかったと言われる。1429年から1431年にかけてプラバントの中核財務組織の収入役(receveur)であったJan Baillantが、会計記録の改ざんの罪でフィリップ善公Philippe le Bon により投獄され、財産の没収を命じられた事

件は、その一例を示している(15)。

中世において会計年度の開始と終了は、しばしば教会暦の祝日に基づいていた。即ち、キリスト降誕祭(12/25)、聖ヨハネの祝日(6/24)、聖ヴァボンの祝日(10/1)、万聖節

(11/1)などの固定された祝日の他、復活祭、四旬節の第3週の木曜日(*micarême*)といった移動する祝日に設定されたのである。会計簿にこうした会計期間が明記されていれば問題はないが、それが必ずしも限定されていないケースもまま存在する。例えば15世紀のフラバント都市リエル Lier の収入役は、市内のビール醸造による収入とビールに関する消費税を一年遅れで記帳していた。このように中世後期の会計簿（特に都市財政に関わる）では、収支額が前年の一部を含めて記帳されるという事態もおこりえたのである。他方、中世の会計担当者は、税収入等において、実際に徴収される前にその予想される収入額を記帳するという慣習をも持ち合わせていた。そのような慣習は、18世紀まで存続したと言われている(16)。

ところで前近代の財務組織は、多様な会計の併存を許すものであり、それぞれ異質な自律的要素から構成されていたとみることができる。このことは、中世都市の財政に於いてとりわけ明瞭に看取される。フラバント都市レウヴェンLeuven の場合、都市の一般会計(de algemene stadskas)と参審人の会計(Schepenkas)、織布工の会計 (kas der wevers) といった様な各種の個別会計簿が併存しており、都市財政の全容は、かかる主要な会計(caisse principale) と二次的会計(caisse secondaire) の複合として把握されねばならないことを示しているのである(17)。

中世の財務行政では、一般に近代的な意味での公的財政と私的財政の間の区別は、あいまいであった。実際、会計担当者は、私的目的（借入金の利子支払、負債の償却、投資等）の為に公的財源を流用することをためらわなかつたのである。15世紀ブルゴーニュ公の一般会計において、こうした事例は、しばしば見出だされる。この点で、会計簿は、法的に有効な証拠としての公文書(document officiel) というよりもむしろ一定の金額（歳入）を委託された会計担当者の職務の正当性に関する私的証拠(témoignage privé)として現われるのである(18)。

では、中世の会計記録は、実際いかなる形で記されていたのだろうか。中世後期の南ネーデルラントに残されている会計簿は、すべて単式簿記(*la comptabilité en partie simple*)の原理に基づいている(19)。ここでは、フランドル都市ヘント Gent の 教区貧民救済組織である聖靈ターフェル [ターブル] (Heilig Geesttafel ;Table du Saint-Esprit) (20)の会計簿を一例としてとりあげてみよう。この会計簿は、先に分類 した各種の慈善組織の会計簿の中でも詳細な内容をもつものの一つである。

ヘントのシント・ヤコブ教区教会付属文書館に、同教区の聖靈ターフェルの1360年12月24日から1361年 6月24日（半年分）までの会計記録が残されている(21)。

記載の形式は、以下の通りである。

[A] 冒頭部分

「これは、1360年のクリスマス・イブに始まり、聖ヨハネの祝日までのヘントのシント・ヤコブ教区教会の聖靈ターフェルの財に関する会計簿である。」

[B] 記載内容

収入(Ontfaen)	
1)小作料(pachten)、定期金(renten)	: 31lb. 18s. 3d.
2)穀物レンテ(coerenghield)	: 126lb. 18s. 4d.
3)喜捨(aalmoezen)	: 98lb. 16s. 8d.
4)家賃(huizen en huishuren)	: 42lb. 15s. 7d.
合計(Somma)	: 579lb. 3s. 8 1/2d. (23)
支出(huutgheven)	
1)定期金(renten)、小作料(pachten) 他	: 39lb. 9s. 2 1/2d.
2)寄進者の為の命日ミサ(Jaergetijden)[13人]	: 31lb. 12s. 2d. + 穀物3halster
3)終身定期金(lifrenten)	[8人] : 27lb. 9 s.
〔貧民に対する分配〕	
4)穀物とパン(koren en brood)	
クリスマス	パン850個 : 34s. grote ないし 20lb. 8s. in parisis.
	穀物3halster : 3lb.
四旬節	パン800個 : 36s. grote ないし 21lb. 12 s. par.
同上	パン200個 : 9s. grote ないし 3lb. 8s. par.
四旬節中の毎日曜日(5日)	パン250個
復活祭	パン750個から2000個 : 4lb. 10s. grote ない し 54lb. par.
聖靈降臨祭	パン550個 : 15lb. 8s. par.
	合計(Somma) : 119lb. 16s. (par.)
5)にしん・油・貨幣(haring, olie, geld)	
にしん 2tonnen (1500尾)	: 8lb. 8s. par
にしん 300尾	: 27s.
にしん	: 51s.
油 5 1/2 stopen(22pint)	: 27 1/2s.
貨幣 每週30s. (26週間)	: 39lb.
合計(Somma)	: 52lb. 13s. 6d.
6)様々なコスト(messeliken dingen)	: 37lb. 17s.
(支出) 合計(Somma)	: 280lb. 16s. 10 1/2d.

[C] 結語部分

「この半年間の支出よりも多い分の収入総額は、298 ポンド11シリング10ペニーである。〔以下略〕」(24)

この会計簿から次の点を指摘できるだろう。

(1) 記帳の形式は以下の形をとっている。

(a) 個別の収入額（現金）	+ 収入総額
(b) 個別の支出額（現金+現物）	+ 支出総額
(c) 差引高〔収支バランス〕	

これは、1280年以来収支の記録が残されているヘントの都市会計簿の記帳形式とほぼ同一であることに注意しておきたい(25)。

- (2) ターフェルの収入源は、喜捨による以上に不動産に基づいていた。
- (3) 支出項目から、慈善組織としてのターフェルが、寄進をなした人々に対する見返りに相当な割合の出費をなしていること（費目2）、3)) そして貧民に対する直接的分配がいかなる時期にどの程度なされたのかということ（費目4）、5)) が分かる。

このような会計簿の内容を検討する場合、E.Aerts も指摘するように、我々はともすれば近代的尺度によって会計簿の内に含まれる諸要素—中世の記帳者にとっては分ち難いものであり得た—を分離して整理しがちであり、それによって中世の会計簿の本質を見失なうということもあり得るという点に注意しておこう(26)。

最後に、会計簿史料を扱うにあたって忘れてはならないのが貨幣をめぐる問題である。中世の貨幣システムは、造幣・流通・貨幣政策といった様々な要素が複雑にからみあっているが、ここでは会計記録の読みにかかる若干の指摘をするにとどめたい(27)。

周知の如く、中世初期以来の銀本位制（デナリウス *denarius* を基本通貨 [monnaie de base] とする）は、13世紀に新たなシステムの導入によって一つの転機を迎えることとなる。デナリウス貨は、12世紀末までに西欧の急速な経済発展の結果その需要を満たすにはあまりにも小額な単位となっており、以後流通から後退してゆく。このデナリウス貨に代って実在貨幣(*monnaie de réelle*)として用いられたのが、高額銀貨としてのクロ貨 *gros(groot)* である。このタイプの銀貨は、ヴェネチアで1202/03年にはじめて鋳造され、以後様々な形式のもとでフランス、イングランド、ネーデルラント、ドイツへと広まった(28)。

南ネーデルラントでは、フランドル貨 *livre de gros de Flandre(groten vlaams)* とブラバント貨 *livre de gros de Brabant(groten Brabants)* そしてしばしばパリ貨 *livres parisis* が、会計記録の通貨単位として用いられた(29)。この点で注意されるべきは、例えば何十年にもわたって残されている特定の会計記録を時系列にしたがってみてゆく場合、年により異なる通貨単位で記帳されているケースが見られることである。

先に紹介した聖靈ターフェルの会計簿についてみてみよう。ヘントのシント・ニクラース教区には、この種の会計簿が最も長期にわたって残されている。これを最古の記録（1311年）から1500年までみてゆくと、1311年から1355年まではパリ貨で、1358年から1382年まではフランドル貨で、そして1392年以降は再びパリ貨で記載がなされていることが分る(30)。また先に示したシント・ヤコブ教区の聖靈ターフェルの会計簿（1360—61年）では、パリ貨とフランドル貨が併記されていることに気付くのである。

中世後期に貨幣の貶質は、きわめてひんぱんにおこなわれてあり、H.Van Werveke の諸研究によって明らかにされているように(31)、パリ貨（あるいはトゥール貨）とフランドル貨及びブラバント貨の交換相場(*cours*)は、絶えず変化していた。したがって長期にわたる連続した会計記録の分析にあたっては、常に通貨変動と当該時期の諸侯の貨幣政策が考慮されねばならないであろう。

結び

以上きわめて簡単ながら、中世後期の会計簿史料を扱う際の問題点についてみてきた。会計簿は、その性格からみて物質文化(Culture matérielle)の研究に不可欠な史料である。それ故十分な慎重さをもって用いれば経済史・貨幣史・財政史・制度史といった分野に限らず有用なデータを他の分野においても提供しうるだろう。我々は、E. Aertsと共に心性史(ユダヤ人や高利貸しに対する態度、財政管理についての中世的観念等)、社会史(生活水準、犯罪、貧困、祭り、結婚、家族の実態等)といった分野への適用の可能性を指摘しておきたい。こうした会計簿史料のもつ豊饒さの評価の為には、いずれにせよ今後さらにより突っこんだ考察を必要としよう。もとより、この小稿は、その為の一つのスケッチにすぎない。

(1986年1月21日)

註

- (1) R. Van Caenegem, Guide to the sources of medieval history, Amsterdam-New-York-Oxford, 1978, p. 106.
- (2) 代表的なものとして、C. Wyffels (ed.), De rekeningen van de stad Brugge (1280-1319), 2 delen, Brussel, 1965-71; A. d'Haenens, Comptes et documents de l'Abbaye de Saint-Martin de Tournai (1312-1355), Bruxelles, 1962; B. Delmaire, Le compte général du receveur d'Artois pour 1303-1304, Bruxelles, 1977
- (3) 代表的研究として、J. P. Sosson, Les travaux publics de la ville de Bruges-14e et 15e siècles, Bruxelles, 1977; C. Dickstein-Bernard, La gestion financière d'une capitale à ses débuts: Bruxelles 1334-1477, Bruxelles, 1977; E. Van Cauwenberghe, Politique financière et domaniale aux Pays-Bas pendant l'époque bourguignonne, Leuven, 1976; W. Prevenier, Quelques aspects des comptes communaux en Flandre au moyen âge, in: Finances et comptabilité urbaines du XIIIe au XVIIe siècle, Colloque International Blankenberge, Bruxelles 1964, pp. 111-145.
- (4) L. ジェニコ監修の著名な『西欧中世史料類型』に於いても会計簿を扱った分冊(Les comptes publics)は、未だ出版されていない(1984年現在)。
- (5) E. Aerts, Quelques réflexions sur les comptes du duché de Brabant au bas moyen âge, in: Archief en Bibliotheek in België, LIII, 1982, pp. 108-174.
- (6) R. Van Caenegem, op. cit., p. 107; A. Tautscher, Betriebsführung und Buchhaltung in den Karolingischen Königsgütern nach dem Capitulare de Villis, Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 61, 1974, S. 1-28.
- (7) E. Aerts, op. cit., pp. 154-171; E. Van Mingroot, Aperçu typologique des sources de l'histoire médiévale des XVII provinces, Archief en Bibliotheek in België, LIII, 1982, pp. 231-235. ; Id., Typologisch overzicht van het bronnenmateriaal, in: Algemene Geschiedenis der Nederlanden, deel 3, Haarlem, 1982, pp. 418-419.

- (8) この種の代表的会計記録としては、A. E. Verhulst & H. Gysseling, Le compte général de 1187, connu sous le nom de "Gros Brief" et les institutions financières du compté de Flandre au XIIe siècle, Bruxelles, 1962 を挙げができる。
- (9) Cf., P. Heath, Medieval clerical accounts, York, 1964; H. Neveux, Cambrai et sa campagne de 1420 à 1450: pour une utilisation sérielle des comptes ecclésiastiques, Annales E.S.C., 26-1, 1971, pp. 114-136.
- (10) Cf., G. Maréchal, De sociale en politieke gebondenheid van het Brugse hospitaalwezen in de middeleeuwen, Kortrijk, 1978
- (11) R. De Roover, Aux origines d'une technique intellectuelle: la formation et l'expansion de la comptabilité à partie double, Annales d'histoire économique et sociale, t.9, 1937, p.191.
- (12) E. Aerts, op. cit., p.114.
- (13) E. Aerts, op. cit. p. 114.
- (14) E. Fournial, Histoire monétaire de l'occident médiéval, Paris, 1970, pp. 18-20.
- (15) E. Aerts, op. cit., p. 116. Cf., H. Laurent, La loi de Gresham au Moyen Age. Essai sur la circulation monétaire entre la Flandre et le Brabant à la fin du XIVe siècle, Bruxelles, 1933 .
- (16) E. Aerts, op. cit., p. 118.
- (17) R. Van Uytven, Stadsfinanciën en Stadsekonomie te Leuven (van de XIIe tot het einde der XVIe eeuw), Brussel, 1961, pp. 9-11.
- (18) E. Aerts, op. cit., pp. 121-122. Cf., C. M. Cipolla, Before the Industrial Revolution. European Society and Economy before 1700, London, 1976, p. 45.
- (19) E. Aerts, op. cit., p. 123.
- (20) 聖靈ターフェルは、教区に居住する家住み貧民(pauvres domestiques)を主たる対象として物資の分配をおこなったネーデルラント、北フランス地方に見出される慈善組織の一タイプである。
- (21) Archief van de Sint Jacobskerk, nr. 505. この会計簿のテクストは、公刊されていないが、内容については、F. Verstraten, De Gentse Sint Jacobsparochie, deel 1 (1100-1500), Gent, 1976, pp. 55-56 に詳細な言及がある。
- (22) {Dit es de rekeninge van Heleghen Gheests goede van Sente Jacobs kerke in Ghend beghinen te Kerstavond int Jaar MCCC ende LX totSente Jans Messe. }
- (23) この合計額は、正確ではない。実際の合計額は、579lb.8s.10d. である。
- (24) {Somma meer ontfaen dan uutghegeven binnen desen alven jhare es XCVIII lb. XI s. X d. }
- (25) J. Vuylsteke, Gentsche stads-en baljuwrekeningen 1280-1336, Gent, 1900 ; N. De Pauw & J. Vuylsteke, Rekeningen der stad Gent. Tijdvak van Jacop van Artevelde (1336-1349), Gent 1874-75; A. Van Werveke, Gentse stads en Bal-

uwrekeningen(1351-1364), Brussel, 1970.

(26) E. Aerts, op. cit., p. 128.

(27) 西欧中世の貨幣制度については、M. ブロック『西欧中世の自然経済と貨幣経済』（森本芳樹 訳、創文社、1982年）に付された訳者による概観（iii 頁～x 頁）及び E. FOURNIAL, . 前掲書を参照。

(28) E. Aerts, op. cit., p. 139.

(29) 15世紀には一般に 2 gros de Flandre = 3 gros de Brabant の比率であった。また同じパリ貨でも、フランドルとフランスでは、その貨幣相場は実質的に異なっていたといわれる。E. Aerts, op. cit., pp. 146, 152-153.

(30) Rijksarchief te Gent, Bisdom Reeks S, Sint-Niklaaskerk, rekeningen, S 496-522, S rol 119-138, SN rol 157, S 169-212.

(31) H. Van Werveke, De economische en sociale gevolgen van de muntpolitiek der graven van Vlaanderen (1337-1433), Annales Société d'Emulation de Bruges, t. 74, 1931, pp. 1-15; Id., Monnaie de compte et monnaie réelle, Revue Belge de Philologie et d'Histoire, t. 13, 1934, pp. 123-152. Id., Currency manipulation in the middle ages: the case of Louis de Male, count of Flanders, Transactions of the Royal Historical Society, 31, 1949, pp. 115-127.

(32) 14世紀フランドル地方の一騎士の日常生活と生活水準について会計簿を史料として用いた興味深い近年の研究として E. Thoen, Het dagelijks leven van adel en riddersstand tijdens de 14de eeuw. Leefwijze en levensstandaard van Jan, heer van Oudenaarde (1373-1378), in: Gedenkboek 750 Jaar Pamelekerk, Oudenaarde, 1985, pp. 103-130. を挙げておく。

（山梨大学教育学部講師）

